

宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示

宮城労働局一般公示第 12 号

令和 7 年 10 月 7 日宮城地方最低賃金審議会から宮城県自動車小売業最低賃金の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所若しくは純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 10 月 22 日までに宮城労働局長あて（仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第四合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 7 日

宮城労働局長 松瀬 貴裕

記

宮城県自動車小売業最低賃金の改正に係る宮城地方最低賃金審議会の意見の要旨

宮城県自動車小売業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域

- 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 1 8 歳未満又は 6 5 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1 , 1 0 1 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 2 月 1 5 日